

高等学校等就学支援金の受給決定前の授業料納付の猶予

—行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせんに対する関係機関の回答—

総務省行政評価局は、次の行政相談を受けて、行政苦情救済推進会議（座長：松尾 邦弘（弁護士、元検事総長））に諮り、その意見を踏まえて、平成30年2月9日に文部科学省にあっせんしました。

このあっせんについて、文部科学省から平成30年5月8日付けで回答を受領しました。

行政相談の要旨

私立学校においても、国から就学支援金が支給されるので、授業料の実質的負担はないものと思っていたが、入学後、約半年間は授業料の全額を納付しなければならないと言われた。負担は一時的なものであり、後に充当されるとしても、授業料の全額を納付するのは負担が大きいため、就学支援金が支給されるまでの間、就学支援金に相当する授業料の納付を猶予してほしい。

（注）本相談は、北海道管区行政評価局及び旭川行政監視行政相談センターが受け付けたものである。

あっせん要旨

文部科学省は、①各学校設置者における授業料の徴収方法を把握した上で、就学支援金相当額を速やかに差し引いていない学校設置者に対して、年度当初から就学支援金相当額を差し引いた上で授業料を徴収している事例を示すなどにより、保護者等の負担に配慮した授業料の徴収について都道府県を指導すること。

②高等学校等への進学を希望する者等が、就学支援金の取扱いに係る正確な情報入手のため、学校設置者が生徒募集要項等に明示することについて都道府県を指導すること。

回答要旨

平成30年2月に開催した都道府県担当者説明会において、学校設置者が就学支援金の支給前に授業料を徴収する場合は、授業料を負担することが困難な生徒・保護者の負担に十分配慮するよう、学校設置者に対して指導すること等を都道府県に対して依頼した。

また、同年5月に行政苦情救済推進会議の議論を踏まえた授業料の徴収方法に係る調査の結果や、就学支援金相当額を差し引いて授業料を徴収するための学校設置者の取組事例等を盛り込んだ都道府県宛ての事務連絡の発出と、同内容を反映した就学支援金の事務処理要領の改訂を行った。



担当部局：総務省行政評価局

連絡先：行政相談管理官室 田中、原

電話：03-5253-5246（直通）

FAX：03-5253-5426

E-mail：<https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>